

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等 に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

令和 3 年 4 月 23 日
厚生労働省職業安定局需給調整事業課

1. 題名

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第 89 号)

2. 概要

(1) 現行の規定

- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和 61 年政令第 95 号)第2条第1項の規定により、病院、診療所等の医療機関において行われる医師、看護師、准看護師等の医療関連業務については、労働者派遣が原則禁止とされている。
- ・ 一方、同項第1号の規定により、病院又は診療所のうち厚生労働省令で定めるものが派遣就業の場所となる場合は、労働者派遣が認められている。

(2) 改正の内容

新型コロナウイルス感染症のワクチンの予防接種業務に係る人材確保のための特例措置として、看護師及び准看護師が行う医療関連業務のうち、予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)附則第7条第1項の規定による新型コロナウイルス感染症のワクチンの予防接種業務に係る労働者派遣については、同項の規定により厚生労働大臣が指定する期日又は期間に限り、当該予防接種を行う病院又は診療所を、労働者派遣を行うことができる病院等として厚生労働省令で定めるものに加えることとするもの(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和 61 年労働省令第 20 号)附則への規定の新設)。

3. 根拠規定

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和 61 年政令第 95 号)第2条第1項第1号

4. 施行期日等

- ・ 公布日:令和3年4月 23 日
- ・ 施行期日:公布日

5. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

6. 意見公募手続を行わなかった理由

今後、全国でワクチンの予防接種が本格的に実施されていく中で、接種会場における看護師等の人員体制の整備を緊急に図る必要があります。

そのため、本件は、行政手続法(平成5年法律第 88 号)第39条第4項第1号に掲げる「公益上、緊急に命令等を定める必要がある」場合に該当し、意見公募を行わないこととしました。